

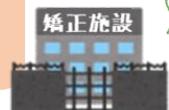


令和6年8月  
第47号

発行：法務省 仙台矯正管区



# 矯正施設ってなあに？



地域にあるのに、高い塀やフェンスに囲まれ、あまり身近には感じにくい矯正施設。今回は、矯正施設の分類を改めてご紹介します。

## 矯正施設とは

→ 犯罪や非行をした人たちや、裁判・審判を受ける人たちなどを収容する法務省の施設。



分類	施設	概要	対象	職員
矯正施設	刑務所 少年刑務所	主に刑事裁判で実刑となった受刑者が、作業をしたり、指導などを受ける施設	成人受刑者 少年受刑者など	刑務官など
	拘置所	主に未決拘禁者（刑事被告人など）や死刑確定者が収容される施設	未決拘禁者 死刑確定者など	刑務官など
	少年院	主に家庭裁判所から保護処分として送致された少年が、教育や指導を受ける施設	審判を受け送致された少年など	法務教官など
	少年鑑別所	家庭裁判所の求めに応じて、少年に鑑別（資質及び環境の調査）を行う施設 ※法務少年支援センター（地域の相談窓口）を併設している。	審判を受ける前の少年など	法務技官など



## 社会復帰に向けて

→ 刑務所や少年院では、改善更生や円滑な社会復帰に向けた各種指導や支援などを行っていますが、こうした取組を実施するにあたり、様々な場面で地域の協力が必要となります。

特に、社会貢献作業（活動）（社会から必要とされる経験を通して社会復帰への意欲などを喚起する取組み）をはじめとする、地域とのつながりを感じることができるとは、改善更生などに大きな効果が期待できますが、これを実現するには地域の御理解と御協力が不可欠です。





# 再犯防止×地方創生

## ワークショップ★



昨年度、仙台市内で実施しましたワークショップを、今年は各県ごとに開催します！再犯防止の取組には、地域の皆様の協力が必要です。地域と共に持続可能な関係を継続していくため、矯正ができることは何か、地域の皆様のニーズを教えてください。

昨年度は、**少子高齢化対策**や**地域交流**の希薄さ、**地域と矯正施設の相互理解**に関することなど、様々な話題が出ました。

昨年度の様子



### どんなことをするの？

- \* 開催日程：10～11月頃の開催を検討中（半日程度）
  - \* 開催場所：各県に所在する刑務所（予定）
  - \* 参加予定者：地域の皆様と矯正職員
  - \* 開催内容：再犯防止にも地方創生にも資する取組みを、地域の皆様と矯正の現場で働く職員と一緒に考えるワークショップ
- ★★ご興味のある方は、ぜひ当課に御連絡ください。★★



県や所在自治体をはじめとした地域の皆様御協力をよろしくお願い致します。



## めざせ！ムシヨラン三ツ星

刑務所栄養士、今日も受刑者とクサクないメシ作ります

著：黒柳桂子氏

### 紹介図書★



刑務所に、管理栄養士がいることを御存じですか？この本の著者は、なんと現役の刑務所管理栄養士です。

一般に知られることがほとんどない炊場（刑務所内で受刑者の食事を作る炊事工場）における様々なエピソードを通して、矯正の現場の第一線で受刑者と向き合い、彼らの改善更生や社会復帰に向け、「食」の面からサポートする管理栄養士として奮闘する日々が綴られており、刑務所での日常を垣間見ることができる大変興味深い1冊です。

扉の中の問題が「炊場」を通してうまく調理されています。少々甘口です。  
 == 中島学さん（福山大学教授／元札幌矯正管区長）  
 ムシヨラン・レシピに「食べてみたいな」と思い、エピソードに「人間みんなそうだよ」と共感しながら読むうちに、実は「食」が受刑者の更生にとって重要な基盤となっていることに気づかされます。  
 == 名執雅子さん（元法務省矯正局長）

引用：朝日新聞出版HP



仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL:022-286-0130(直通)

FAX:022-294-1036

メール:2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp



仙台矯正管区のHPもチェック!

